

午後1時零分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、10番中島秀樹議員の質問を許可いたします。10番中島秀樹議員。

（10番中島秀樹君登壇）

○10番（中島秀樹君） 質問の許可を得ました10番中島秀樹でございます。昼食後の一番眠い時間ですが、しばしお付き合いいただければと思っております。

今年度末で御退職をされる職員の皆様、本当にお疲れさまでした。いろいろ、議場でやり取りやお仕事ができ大変楽しい思い出ばかりです。今度、定年を迎える皆様に私のほうから一つ、私の大好きな本を御紹介したいと思っております。書店で見たことがあると思いますけれども、「ライフシフト」というロンドンビジネススクールの教授が書かれた本です。これは主にビジネス書のランキングに入って、読むべきビジネス書というのでは、今は必ず入っていると思っております。ビジネス書以外でも、読むべき本というので何か本が特集されるとしたら必ず今は入っている本ではないかと思っております。

国連の推計で、2050年に日本の100歳以上の人口は100万人になると言われております。皆様、今2020年、この前の敬老の日に日本の100歳以上の人口って何人いるか御存じでしょうか、8万人です。それが2050年には、日本は100万人になると言われております。昔は、若いころに勉強して、そして就職をして60歳ぐらいの定年になったら引退をするという一つのライフモデルがありました。

今度、御退職をなさる職員の皆様は引退のステージに昔だったら入ると思っておりますが、今は60歳で引退をなさるという方はほとんどいらっしゃらないと思っております。そういったライフモデルが崩壊しているというふうに言われております。昔は、今もですけれども60歳になりましたら赤いちゃんちゃんこを着て還暦のお祝いをしました。これは赤ちゃんに戻って、また第二の人生を迎えるんだよという意味だそうですが、まさに皆様は第二の人生を迎えられようとしていると思っております。これから100年時代を生き抜くためには3つの資産が必要だというふうに言われております。その中の1つの資産は健康ですけれども、あとの2つの資産は本を読んでいただいております。非常にいい本ですので、読んでいただいて人生100年時代の荒波を生き抜いていただきたいと思います。

続きは、質問席から質問させていただきます。

（10番中島秀樹君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） では、通告書に従い質問をさせていただきます。

まず、最初に、令和3年度市長施政方針についてを先に質問させていただきまして、学校安全について、それから市職員による収賄事件の原因究明と再発防止についてを質問させていただきます。

私は市長の施政方針を読ませていただきまして、その中で気になったくぐりを質問させていただきます。9つ目の基本目標、透明性、効率性の高い持続可能な財政運営のところが気になりました。中でも、読ませていただきますが、「通常の財政運営に必要な財源をしっかりと確保することに加えて、特別交付税の措置が最重要となつてまいります。私自身の経験や人脈を生かして要望活動を行うなど、引き続き果敢に取り組む覚悟であります。」とあります。

私は、議員をさせていただきまして施政方針を見てまいりましたけど、こういった表現というのは初めてじゃないかなと思います。もちろん災害があつたということが大きな理由だとは思いますが、これをあえて書かれた理由というのはなぜなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 市長。

○市長（林 裕二君） 大変、今、朝倉市の財政は厳しい状況が続いておるということがございます。災害から3年と8か月になるということでございますけれども、その災害からの復旧・復興に、通常災害がなかったと仮定したときと比べますと、令和3年度の災害関連予算を約100億円、今、計上して議会に御提案申し上げているという段階でございます。

事業としては、積み残し70億円をやっていくというような、まだまだ災害復旧事業が継続をしていく中で、人件費あるいは災害復旧を進めるに当たって、新たな財源を要するというようなこと等が考えられるということが一点あります。

それから、現在、国の財政でございますけれども、コロナ対策に大変な税金を政府は投じておられるということでございますので、これから先、必ず国としての財源を規律性あるものにしなければいけないということについては、過去を見てもはっきりしておるわけでありまして、令和3年度については、国のほうもしっかりとした財政でやっていくと。

そして、地方財政についても、令和3年度につきましては、ある程度確保していただいているということでございますが、その後は厳しくなるということ等がございますので、本市、今まで災害復旧をしっかり確実にやっていくということ。そしてまた、大型事業等を、今、凍結をさせていただいて大変御心配かけておりますけれども、今後とも、財政を健全に運営していくことは何よりも大事でございますので、あえて所信表明に記載をさせていただいたという次第でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） よく思いが伝わってまいりました。健全財政という言葉が出てまいりましたので、財政を健全にしていくためにもやはり支出が多い中、歳入が多いほうが良い行政サービスができると思いますので、当然のことだと考えます。

そういった中で市長の見立てでは、令和3年まではある程度配慮があるかもしれないけど、その後は厳しいと考えてあるんだなと感じました。私もそのとおりだと思っておりま

す。

この施政方針のほうに書かれましたので、私は市長に同行をさせていただいた機会も得ましたので、市長が実際にどういった働きかけを、今まで霞が関でなさってきたかというのを明らかにしていただく、要するに市民に知っていただくいい機会ではないかと思っております。もちろん、人と人のネットワークであったりとか、それから、プライベートの部分がオフィシャルな部分に影響するとかもあると思いますけども、市長がやってこられた、そして令和2年度の特別交付税につきましては、たくさん、十分な結果を残されましたので、今までどういったことをやってこられたのか、これを、この議会の場で差し支えない範囲で明らかにしていただければと思っております。お願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 市長。

○市長（林 裕二君） 平成30年4月に市長に就任をさせていただきました。特別交付税に限って言いますと、平成30年度、それから令和元年度、そして本年度と3年になるわけでございますけれども、特別交付税はどこも総務省の自治財政局、そして、また当然、財務省ということになりますけれども、その辺りのことを局長さんとか財政課長さんとか、そういった人たちがキーマンになるというふうに判断をいたしまして、政治的には財政に非常に強い国会議員、福岡県選出の議員さんの事務所に以前から面識もございましたので、そちらに朝倉市の災害のひどさ、それから、いかにお金がかかっているかといったこと等をお話をさせていただきながら、ぜひ力を貸してくださいというようなこと。

それから、財務省、行政のほうですけれども、福岡県にかつて自治省——現在の総務省から来られておりました県の財政課長とか、総務部長とか、そういった方々とのお付き合いといいますか、はがきのやり取りとか、そういったことを含めまして、かなりやってきた方々がおられますので、そういった方をお尋ねして、しっかりとした交付税を必要とする書類の作成の仕方とか、そういったことについて御教授をいただきながら局長、課長といったつながりも、当然、持っておられますので、そういった方々に正確といいますか、朝倉の財政需要の大きさ、それに対する特別交付税をたくさん必要とすること、そういったこと等をお伝えすると。

具体的には直接何回か足を運びながら、説明をしながら要請をしてきたということでございます。なお、このことにつきましては議員からもお話がございましたように、朝倉市の行政と議会とが一体となって取り組んでおるんだということも知っていただく必要がございますので、連名の要請書なり、説明書等を作成いたしまして、今、申し上げたようなことで、それこそ熱意を持って、「もうどうかしてもらわないかんですばい」と、一言で言えばそういった形で何回もお訪ねさせていただいたということで、具体的には取組をさせていただきました。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 突然の質問で、センシティブな質問で非常にお答えづらかったと

と思いますが、今聞いておりますと、まず事務方のキーマン、局長や課長を抑える、財務畑に強い政治家との太いパイプ、それから県のOBなどを頼って、書類の作成の仕方などを教授いただくと、こういった努力をしていらっしゃるんだというのがよく分かりました。

しかし、私はこの前2月13日福島県沖の地震がございまして、やはり日本は災害が多いなど感じました。そういった中で、朝倉市に今までどおりお金がくるんだろうかというのを非常に心配に感じております。今まで朝倉市の熱意というのは、市長それから職員の皆さん、それから議会の熱意というのが伝わってまいりまして、財源の確保という面では成功していると私は感じております。しかし、これからますます厳しくなる中、今までどおりのやり方では確保ができないんじゃないか、また、健全財政を維持するためにも、やはり特別交付税というのは多いほうがいいに決まっていますけれども、今以上にこれから骨を折るんじゃないかと感じております。

市長、その点に関しまして、私は今までどおりでは足りないんじゃないですかと、まだ何か具体的にやっていかなきゃいけないんじゃないかと心配をしておりますが、もちろん令和3年までは大丈夫だと、その後は厳しくなるとお感じになっているとはおっしゃっていますが、それに対してどうしていこうというようなお気持ちとか具体策、または決意とかそういったものはございますでしょうか。議会で明らかにしていただきたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 市長。

○市長（林 裕二君） 議員からお話がありますように、令和2年度までは災害後、連年災ということで配慮がなされますけれども、それ以降はないということがございます。

そして、また、自然災害が多発する時代にあって、特に令和2年度は豪雪がありました。それから、福島沖の地震もございました。特別交付税の枠自体は大きくなっておりませんが、ボリュームとしては、どちらかと言うと、数%少なくなっていると、総枠は少なくなる中で、今、申し上げたような要件がございまして、まず、令和2年度の3月分については、一所懸命努力をいたしました。局長、課長等は理解をいただいております。

しかしながら、交付額については大変厳しく見ておるということです。令和3年以降については連年災がなくなるというようなこと等がありますので、大変厳しいということですが、実際、これだけ朝倉市はまだ災害でお金が要っているということ等をしっかりと説得力ある資料を作って、まずは努力を続けていくということでもあります。

それから、別の財源といたしましては、議会の皆さん方にも御協力をいただいております。ふるさと納税を、これから先も確実に力を入れることによりまして、貴重な財源確保の一助にしていきたいということで考えておるところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 説得力のある資料を持って財源の確保に臨む、また、ふるさと納税もプラスアルファとして考えていらっしゃるということよく分かりました。議会も説得力のある、朝倉市はまだまだ復興の途上であるということを執行部と力を合わせて、これ

からも頑張っていきたいと思っております。この特別交付税のことにつきましては、以上にしたいと思えます。

次に、今度は別のくだりを質問させていただきます。

「山積する行政課題をクリアしていくためには、人材は何ものにも代えがたい財産であります。行政評価、人事評価などを通じて職員の資質、やる気及び危機対応能力を向上させるとともに、他自治体との人事交流や専門人材の受入れを拡充いたします」と8ページの上の部分なんですが、ございます。

私は、戦略を描くに当たって、よく「ヒト・モノ・カネ」というふうに言われますけども、最後はやはり人が決めるのかなと思っております。日本の歴史を見ましても、やはり人で成り立っている国なのではないかなと、資源が豊富なわけでもない、最後は、やはり勝負は人で決まると思っております。

そういった中で、朝倉市の職員の皆様にも能力を十二分に発揮していただきたいと思っております。ただ、世の中が非常に複雑になってまいりましたので、また財源も限られる中、官の力だけで――市役所のノウハウや力、財源だけで物事をやっていくというのは非常に厳しいのかなと、私は感じております。変化のスピードが非常に速いですので、やはり選択と集中というのはなかなか行政ではとりづらい手法なのかなと思っておりますので、そういった意味で、民間と協力をしてやっていくのが私はいいんじゃないかなと。よく、どこどこ会社と、どこどこ社と提携しましたとか、パートナーシップ協定を結びましたとか、そういったのが出てまいります。私はそういったやり方でやっていって、民間のノウハウというのがこれから必要ではないかと考えております。

私は、他自治体との人事交流と書いてありますけれども、民間との人事交流や民間の専門人材の受入れを拡充したらいいのではないかと考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 人財育成の面、代えがたき人材ということでございますが、現在、朝倉市におきまして、民間企業との人事交流は行っておりません。行ってありますが、令和元年10月に地域おこし協力隊の制度を導入し、朝倉グリーンツーリズム協議会の活性化で、午前中話がございましたサイクルツーリズムの推進、チームで観光の振興などに現在、外国人を含め5人の隊員が活躍している状況でございます。

民間というフレーズでございますが、地域おこし協力隊というところの考え方でもって、さらに令和3年度も移住・定住推進事業の一環として、空家の利活用等を行う地域おこし協力隊を任用予定であるということで、民間企業などの社会人経験者の採用を、これは災害関係に特化したこともございましたし、そういうふうに社会人の経験者枠の採用試験も行い、採用を行っているところでございます。任期付職員も民間企業経験者を採用するというので、一定の民間企業のノウハウやスキルの活用を行い、組織の活性化を今現在、

図っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 地域おこし協力隊であったり、民間企業経験者の採用ということで、民間の人を朝倉市に呼び込むようなイメージだと思うんですが、朝倉市の職員を民間の企業に出す。例えば出向、そういったことでノウハウを一、二年かけて学んでいただいて、そして、例えば観光であったりとか、ブランド化、ブランディングであったりとか、そういったことをしてノウハウを身につけて、また戻ってきていただいて市政に生かしていただく。こういったことができないかと考えているんですが、これができないのはなぜでしょうか。2点目は、何がネックになるのかお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） よく近場であれば県の職員等につきましては、JRさんに出向したりとか、大手の企業のほうに行かれて、そこで民間のスキルを養った後に、再度、還元するということがあって、いろんなことで取り組まれている例がございます。先ほど午前中、朝倉市の一般職員の数といたしましても、現状が396人という表現もさせていただいたところでございます。

確かに、民間のノウハウを職員が体験をし、経験をし、企業人としてその見解を持って行政の、要は朝倉市の発展に寄与できるような取組は、確かに議員が申されておるとおりものすごく意義があると思っております。限られた人材という表現をよくしますが、まずは我々朝倉市の今、現状におきましてやるべきこと、もちろん復興が一番でございますし、地域創生もそうでございますし、そこら辺りの切り口の中で職員の力を結集してやっている。

そして、さらには他団体からの任期付職員あるいは中長期派遣というところで、もちろん職員がそういうスキルを上げるのは重要なことではあるけれども、まず、我が朝倉市の今やっぴいかなければならないことをするに当たって、ほかの団体からの応援もいただいております中で、そこを、まず最優先という形の中でやっている関係上、その取組についてはまだ手が出せないというか、そういうスタンスでございますし、もとより議員が申されるとおり、いろんなノウハウというのは固まった我々のこの今ずっと前例踏襲ではございませんけど、今まで先輩たちからいろんな朝倉市の行政の部分に対して教わったことを踏襲することも大事でしょうし、新しい風を入れることも大事と思いますが、そこについては、まだまだその位置に達していないということで、御理解をお願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 総務部長の苦しい胸の内というのはよく分かりました。しかし、復興というのは多分10年かかると一般的に言われております。そういった中で、他の職員の応援をもらっているのに、朝倉市は民間の企業に職員を出向させていると、これどういふことと、そんなに余裕があるんだったら応援要らないじゃないってというような話になり

がち、そういった感情論になりがちというのはよく分かります。

しかし、復興ばかりに特化してしまうと、今度は朝倉市の復旧ではなく復興の部分、マイナスをプラスに変えていく力、こういったものが弱くなるのではないかと思います。県でもできていますので、1人か2人ぐらいい出していいのではないかと、私はそろそろ出していいのではないかと思います。同じことの繰り返しになりますけど総務部長、この点はやはりまだ、時期尚早でしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 民間との交流ということが前提に、議員のほうで申されておりますが、我が朝倉市におきましては、民間とはまた別で、他自治体との人事交流等については、既に行っております。現在、久留米市との人事交流を行っております。これに加え、来年度は福岡県とも——これは県庁とも——人事交流を行う予定にしております。そのほか災害復旧に伴い、先ほどから申しますように国・県・他団体より部長職から係員まで、多くの職員を派遣していただいているということも現状でございます。

そういった形で、他団体のノウハウ、これは同じ国・県の公務員というところでございますが、ノウハウやスキルを取り入れる機会と捉え、本市職員の人材育成につながるものと考えているところでございます。今後とも、他団体との人事交流や専門人材の受入れの拡充は行っていくというところを、今現在——ですから確かに民間のノウハウというのはスピード感、ものすごくレベル的にも高いと思います。

公務員として、本当にそこ辺りの部分を適正に取り入れるのも重要と思います。ただし、我々としましても、もちろん人口減対策とか地方創生というくくりもございます。復興計画も10年ということでございますし、令和9年もしくはその以降に対しての復興後の分の捉え方についてや民間の考え方については、当然、考えていかなければならないと思いますが、今はこのやり方の中で、最良の段階という形の中で取り組んでいることを御理解をお願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） はい、よく分かりました。

事前通告せずに突然の御指名になるんですけれども、副市長、県はJRであったりとか、他団体、それから省庁とかに交流があると私はよくは知りませんが、想像しております。そういった中で、私は朝倉市も新しい考えとか発想とか、そういったものを入れていかないといけないのではないかと感じております。

まず、お尋ねしたいのは、県の中でそういったよその団体に出向したりするのはどういった効果を上げているのか。それと、副市長は今、朝倉市に来てありますけれども、朝倉市に新しい発想、そういったものを入れる必要性というのを私は必要だというふうに考えているんですが、その点を副市長はどのようにお考えになっているのか、通告なしの質問で申し訳ないんですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 副市長。

○副市長（右田博也君） 御質問のまず1点目でございます。

県におきまして、民間企業への出向というのを私は全てちょっと把握してないかもしれませんが、かなり数は少なくなっているか、今、ちょっと実際やっているかがちょっとすみません、確認ができておりませんが、今、多く派遣されておりますのは、やはり国、省庁、それから市町村交流、そしてあるいは関連団体のほうへの出向というのが多い状況であるかなというふうには思っております。

基本的に、県のほうもこれまでの行革の流れの中で、基本的にはなかなか人を減らしていくというところで、外にそういった派遣をすると、そういったところまでの余裕が少しずつなくなっているという現状もありまして、そういった派遣につきましては縮小してきているのかなというふうには感じております。

それから、2点目の市のほうに新しい発想を入れるというところの考え、これにつきましては、私も同感でございます。やはり市の中だけでどうしてもやっぱり発想するというところでは限界があるというふうには思っておりますので、先ほど総務部長も申しましたとおり、民間経験のある職員の採用をすとか、それから交流に関しましても、自治体のほうにはやっているというところ。

それから、民間で言いますと、例えば久留米大学とか、大学のほうとの協定、それからいろんな企業さんともそういった意見交換というところを積極的にやっているところではございますので、直接的に人を派遣してというところまでは今はいってない段階ではございますけれども、そういった民間の考え方を取り入れながら行政を進めるというところにつきましては、しっかりとやっていかないといけないというふうには思っております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 突然の質問で本当にありがとうございました。

朝倉市、災害を受けまして、足かせがかかっております。この足かせをはねのけるためにも、やはり活力、それから人材が必要ですので、私は総務部長がおっしゃいましたスピード感とか、そういったものがますます必要になってくるんじゃないかと思っています。そういった中で、新しい発想や、それからスピード感、そういったものを身につけていかないといけないんじゃないかと思っています。

それと、これを読んでちょっと感じましたのは、今のはやりではないんですけども、朝倉市の中における女性の活躍、この議場も大半は男ですけども、ここにやはり女性の人数を増やしまして朝倉市で眠っている女性の人材、これを私は掘り起こしていかないといけないのではないかと感じております。そして、男、女関係なく能力がある人が活躍できるような、そういったフィールドを用意してやらないといけないんじゃないかと思っております。では、3番目の令和3年度市長施政方針についての質問は終わります。



では、次に、続きまして学校安全について質問をさせていただきます。

学校安全につきましては、これの質問をしようと思ったのは、前回の議会のときにも申し上げましたけれども、2020年の7月27日放送の逆転人生という番組の中で、「娘はなぜ死んだ、学校との対立の果てに」ということで、さいたま市立小学校6年生の桐田明日香さんが駅伝の課外練習中に倒れ、緊急搬送をされた後、翌日30日に死亡するという大変悲しい事故が起きました。体育活動等における事故対応テキスト、「ASUKAモデル」というんですが、この事故を教訓とした教育研修のためのテキストを作りました。

教育研修を充実する学校の安全を高めることを目的としているこの「ASUKAモデル」というものなんですが、この中で、最初は学校と対立して裁判で訴えてやるというふうに考えていたお母さんも、元教育長の方が自宅に来られまして、元気に朝、行ってきますと言った子どもさんが、帰りは亡きがらになって帰ってきたと。これは、どういう理由にせよ正しいことではないと、申し訳なかったということで謝罪をしたというようなのが番組の中でありまして、やはり学校の安全というのは必要なんだなと強く感じまして、質問をしてみようと思いました。

その中で、まず、学校安全という部分で、学校の安全教育というのがあると思います。この安全教育といったものはどういったものなのかお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 学校安全につきましては、学校保健安全法、この法律に定められておりまして、児童・生徒がみずから安全に行動をし、他の人や社会の安全に貢献できる資質、能力を育成するとともに、児童・生徒の安全を確保するための環境を整えることと狙いがされております。

学校における安全教育につきましては、主に学習指導要領を踏まえまして、学校の安全活動全体を通じて実施するようになっております。安全教育の内容としましては、生活安全に関する内容、交通安全に関する内容、それから災害安全に関する内容となっているものでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 今部長からございました学校保健安全法第27条というのがございまして、学校安全計画を必ずつくりたいとならないと書いてあります。

安全教育が生活安全、交通安全、それから災害安全ということで3つから成り立っているということですが、この市の所管である小中学校については、じゃ、一体どこの部分でこの安全の教育をしているんですかと、私は何か習ったような記憶がありませんけれども、本当にしているんですかと、どの科目でしているんですかということを、お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 市内の小学校におきまして安全教育の内容につきましては、

生活安全に関する内容、交通安全に関する内容、災害安全に関する内容と、先ほど3点申し上げましたけど、この内容で構成をされているところです。

生活安全に関する内容としましては、日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方、通学路の危険と安全な登下校の仕方、誘拐等の犯罪に対する適切な行動の仕方や犯罪被害の防止、インターネット利用による犯罪被害の防止と適切な利用などがございます。

次の、2つ目の交通安全に関する内容ですけれども、これにつきましては道路を通行するときの危険の理解と安全な行動の仕方、交通機関利用時の安全な行動、それから自転車の正しい乗り方、交通法規の正しい理解と遵守、自転車利用時の運転者の義務と責任についての理解などがございます。

3つ目の災害安全に関します内容としましては、火災、地震、津波、風水害、土砂災害などの発生時におきます危険の理解と安全な行動の仕方、避難場所の役割についての理解、災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解、地域の防災活動の理解と積極的な参加、協力などとなっております。

これらの内容につきましては、国語、社会、理科などの各教科、それから道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、1年間でどのように学習するかという年間指導計画の中で実施をされているものでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 分かりました。そうしましたらば、学校安全計画を作るに当たって、最初に重点項目を設定しまして、それから原案を作成して意見を幅広く聴取して、職員の間で検討して、最後、学校長が決定をするというような流れになっているかと思えます。

そういった中で、重点項目というのは各小学校で違うんではないかなと、私は考えているのですが、例えば重点の設定がなされていると思っておりますが、こういったものが重点として上がってくるのか、どこどこ小学校の重点はこういうものですよとか、そういった、まず重点が設定がされているかということと、例をお示しいただければと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 今、申されました学校安全計画の作成につきましては、先ほど申していただきました学校保健安全法の第27条で、全ての学校で策定実施が義務づけられていると、先ほど申されたとおりでございます。年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な計画となっております。

学校安全計画につきましては、総合的に立てられておりますけれども、それぞれの学校の実態に応じて重点化をしております。例えば、大きな河川——この辺で言えば筑後川沿い、例えば大福小学校が近うございますけれども、そういう学校では川に関する内容を重点化しております。また山間部、筑後川と反対に山間部がございますので、その山沿いの

学校につきましては、土砂災害に関する内容を重点化しまして、より学校の実態に応じた計画がそれぞれの学校で立てられているものでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） そうしたら、そういった計画を立てたら当然PDCAサイクルの中でチェックとかをしていかないといけないわけなんですけど、点検というのは実際に定期的に行われているんでしょうか。法律によりますと、毎学期1回以上、それから行事や災害の前後には臨時的なものとしてやらないといけない、それから、毎日の授業の前後辺りに点検をしないといけないと書いてあるんですけども、これは守られていますでしょうか。そして、またどういった方法で点検をされていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 学校における安全点検ということでございますが、身近な各教室、廊下、体育館などの校舎内での点検、そして運動場、それから校内、校地、プール、遊具などの校舎外の点検、この2つがございませけれども、具体例としましては校舎内では床板の異常や破損の有無、それから机や椅子の破損の有無、窓の転落防止、手すりに異常がないかどうか、破損がないかどうか、照明器具や時計などが落下しそうになっていないかなどがございませ。

また、校舎外におきましては、プール周りの柵あるいはブロック塀に破損や腐食がないか、プールやプールサイドの床に亀裂や滑りやすさがないか、運動場のサッカーゴールは固定されているか、バックネットに破損や腐食はないか、また死角の原因となる立木等、樹木等の障害物はないか、あるいはブランコの支柱、チェーンに破損や腐食はないか、滑り台の滑降面に突起物はないかなど、細かいところについて点検を行っております。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 臨時点検というのが、行事とか災害の前後にするようになってるんですけど、例えば運動会とかそういう行事ごと、今、コロナでなかなかありませんでしたけれども、こういったのも必ずされているんでしょうか。具体的にいつしてあるのかお尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 先ほど申しました点検の行い方でございますけれども、それぞれの場所によって点検すべき項目が明記された安全点検表を作成をしております。毎月初めに教職員が当番制で実施をしているところです。

点検結果につきましては、主に各学校の教頭が集約しまして、必要に応じ教育委員会のほうへ報告の上、必要に応じて補修等の対応に教育委員会としては当たっております。また、現在は各小中学校の校舎外の施設につきましては、専門の業者に点検を委託しております。5年に1回実施をしております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 先ほどの質問の続きなのですが、教頭先生が主になさっていると思うんですが、その、例えばサッカーゴールであったりとか時計であったりとか、そういったものというのは目視による点検なんですか。方法はこういったものがあるんでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課参事。

○教育課参事（石橋孝一郎君） 議員が御質問をされたことですが、基本的には教職員が目視による点検を行います。ただしサッカーゴールとか鉄棒とかそういうものにつきましては、金づちみたいな叩くものとかを持っていきまして、音とかを聞きながら点検する場合もございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） ありがとうございます。そうしたら次に、仕組みとかやり方は分かりました。通学路についてなんですが、通学時の安全確保のため、交通安全はもちろんだと思うんですけども、今、犯罪被害なんかも多いので、こういった中で防ぐためには、地域との連携や——老人会の方がよく交差点に立ってくださったりとかしていますけど——諸団体との連携が必要かと思っておりますが、こういった点はどのようにしているのかお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 通学の安全につきましても、学校保健安全法第27条に規定がございます。

先ほど御質問の連携につきましても、地域の関係機関との連絡につきましても、学校保健安全法第30条に規定をされておりまして、児童生徒等の安全の確保を図るため、各学校の実情に応じて保護者や当該地域の住民、当該地域を管轄する警察などの機関との連携に努めることというふうに規定されております。

一つの例でございますけれども、大雨の時など児童生徒が安全に帰宅できるかどうかを判断するため、地域のコミュニティやPTAの方々から通学路についての情報等を提供いただいて、安全を確認した上で子どもを帰宅させると、そういうふうな取組を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） そうなると生徒さんの数だけ通学路がたくさんあると考えられるんですが、そういったものというのは、その地域の団体頼みで、先生方が実際には歩いて点検とかはしていないということになるんでしょうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 当然、4月に新年度が始まりまして新学期が始まった時点で、お子さん等の通学路の安全点検をまず行いまして、お子さん——新入生の交通安全の指導と併せて、そういう細かな指導もなされているものと思っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 交通安全という言葉が今出ましたけれども、その交通安全の決まりとか約束等これらの児童への徹底、例えば、1年生とか非常に分かりづらいと思うんですけれども、こういったのはどのようにしているのかお尋ねをいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 少し言葉が足りませんでした。小学校の新入生につきましては、入学後7日間から10日間ほど下校時に職員が通学路ごとのグループで引率をしております。交通安全上危険な場所、それから気をつけることなどについて指導をしているところですが、また、遠足などで地方ごとに下校するような機会に、地方担当が引率しながら交通安全指導等も実地で行っているということでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 行っているというのはよく分かりました。それを今度は徹底しているのかどうかというのは、徹底をさせる、それがまた児童に徹底できていると、これはどのように確認をしているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 実際、授業等も併せて行わせていただいたり、警察の方から講師を派遣していただいて、安全教室を開催したりして実際行われております。校区内の交通安全や防犯上危険な場所等についてPTA活動、それから地域からの情報提供をもとに「安全マップ」等も作っております。PTAや職員による点検、看板設置等を行って、併せて地域と連携しまして青パトの巡回コース等に組み込んでいる学校もあるということで、地域も含めて、総がかりで学校を見守っていただいているという状況があると思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） そうしたら、不審者についてをお尋ねいたします。もう時代が随分変わってきて、今、小学生が全員GPSを持って通学するような、都会ではそういったところも出てきているような時代になりました。

そういった中で、まず、来訪者が来たときに、学校としてはどういったことをしているのか。例えば声かけをしているとか、学校の門を閉めているとか、そういった来訪者に対してはどういった、その一方で開かれた学校というの必要なわけですよね、そのバランスをどう取っているのかお尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 時代がこういう時代ですので、開かれた学校と相反することもありますんですけども、校門を閉めていたりとかいう部分もございますけれども、学校におきましては、職員用の不審者対応マニュアルを各学校作っておりますし備えをしております。対応例としましては、先ほど申されました学校に来校された方につきましては、

来校者の名簿に名前等の記入をお願いするとともに、来校者用の名札を付けていただくように準備をしております。

また、不審者への対応については、児童生徒へ防犯教室などの学習、それから職員の研修等も併せて、先ほど申しましたけれども警察からの講師等を招聘しまして、そういう研修等も行っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） そうしたら、そういった対策をしていただきまして、実際に不審者が侵入した場合、明らかにこれは不審者だと、そういった場合はどういったことが実行されるのかというのをお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 学校に実際、不審者が侵入した場合の対応ということにつきましては、これも学校保健安全法で26条に規定があるんですけども、各学校で対応については対策を講じております。具体的には、先ほど申しましたマニュアル作成と防犯グッズ、一番皆様、御承知と思いますけど「さすまた」、そういうものは各学校で常備をしております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 今、「さすまた」が出ましたけれども、この「さすまた」の訓練、置いていても役に立ちませんので、この訓練というのはどれくらいに一回しているのか。また、全職員がしているのか、それをお尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課参事。

○教育課参事（石橋孝一郎君） 「さすまた」の使い方等については、学校で防犯教室というのを年間計画書の中に組み込んで、各学校実施しております。その中で、警察等から講師を招いた際に、その「さすまた」の使い方——使い方によっては逆に奪い取られるとか、そういう注意点も教えていただきながら、適切な使い方等を行っております。

防犯グッズの中には、また、催涙スプレー的なものや、懐中電灯みたいな形をして、不審者に向かって押せば、ネットがドンと飛び出すようなそういうグッズも常備をしておるところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） そうしましたならば、学校で不審者が入ってきたときはそういう対応とっているのはよく分かりました。そうすると、今度は登下校中に生徒さんが不審者に声をかけられたりとか、後をつけられたりしたときには、どうしろと学校では教えているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 具体的内容につきましては、細かくは承知をしておりませんが、各学校で行います、先ほど参事が申しました防犯教室など、自分の安全を守る

行動等について学習をしております。防犯教室の実施につきましては、警察署から先ほど参事も申しましたけれども、講師を招聘するなどして連携を図っておりまして、細かに指導をしていただいていると思っております。

また、登下校中の不審者対応として、地域と連携しまして「子ども110番の家」というのがございまして、令和2年度現在で1,574件の御家庭等が、その「子ども110番の家」ということになっていただいております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） すみません、ちょっとこだわるんですけども、実際どうしているのかというのは参事だったらお判りになるということですか。どういったことをしているのか、これちょっとぜひとも知りたいですので、どうするのが正しいのか、そういったのを教えていただければと思いますが、お答えできるのでしたらお願いします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課参事。

○教育課参事（石橋孝一郎君） 具体的に登下校中にそういう不審者に遭遇したというときも、行動の仕方についても、防犯教室等でも指導をしていただくんですけども、教職員その知識を研修で持っております。機会を捉えながら子どもたちに指導をしておりますけれども、内容としましては、まず、必ず大声を上げる、それもキャーとかワーではなくて、「助けて」という具体的な声を出すというようなこと。それと、近くに民家があったならば「110番の家」というのがあるんですけども、その看板があるなしにかかわらず、必ず逃げ込む。お店等に逃げ込む、もしつかまれそうになったら座り込む、そういう具体的な行動について指導をしているところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 非常に分かりやすかったです。私も覚えておきたいと思っております。ありがとうございます。

時間も少なくなってきました。

そうしたら、不審者に次いで、救急法についてに移りたいと思っておりますが、いつ何時心肺蘇生法を必要とするような状況に遭遇するか、先生は分からないと思っております。資料を調べますと、呼吸が停止した後、人工呼吸をして助かる確率というのが2分後だったら91%、3分後だったら75%、4分後だったら50%、もう4分後では半分になってしまうわけですね。5分後だったら25%、そして10分後だったらゼロ%だということです。5分というのは、あっという間ですので、やっぱり一刻を争うようなそういった場面についていつ何時遭遇するか分からない。

そして、119番に電話をして現場に救急車が到着するのが平均で6分と言われております。現場から医療機関までは約16分かかると統計が出ておりますので、やはりこういった蘇生法というのは非常に大事ではないかというふうに考えております。いつ何時遭遇するか分かりませんので、そういった中で必要な技術や知識、それをいつ先生方は習得してい

るのか。

やはり、私は我が子が倒れたりして、何の蘇生も受けずに亡くなってしまったという場合、それは絶対に許されることではありませんので、やはり助けてほしいと思っております。そういった心の準備、心・技・体、そういった準備が先生はできているんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 冒頭で申されました「ASUKAモデル」でございますけれども、これと同じものではございませんけれども、各市内の小中学校におきましても、児童生徒に事故等、けが、病気あるいは食中毒などが発生した場合、救急車が到着するまでの対応マニュアルというものを作って備え、全職員持っております、室内にも掲示をしているという状況がございます。

このマニュアルの中には、必要に応じて心肺蘇生法、それからAEDを使用することについて記載がございます。また、小学校では主にPTAと合同で消防署からの講師を招聘しまして、心肺蘇生法それからAEDの使用方法について講習が行われております。中学校では、新入生に対してもAEDの使い方についての講習を行っているということでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 今、部長から出ましたけども、新入生にもAEDは教えているということは、これからAEDが使える大人がどんどん増えていく、こう理解していいんでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） AEDはもう使用は可能な人が増えていくというのは間違いないと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） そうしましたら、最後の防災についてをお尋ねいたします。いろいろ風水害であったりとか、地震であったりとかあると思うんですが、全ての災害を想定するというのも必要でしょうけども、朝倉市の中でも、特に重点として想定している災害があると思っております。どういった災害を重点的に想定をしているのか、お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 一番最初の質問のお答えの中でも申しましたけれども、筑後川に近い部分では洪水でありますとか、山に近いところであれば土砂災害ということの大きな設定があります。それから地震——津波はまずないとは思いますが、大きな地震はあると思います。

それで、各学校ではこのそれぞれの先ほど申しましたように、学校の置かれている状況、



学校の立地条件等に合わせて災害に対応する危機管理マニュアルというのがありますので、それに基づいて対応をしていくということになってございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） そうしましたら、地域によってそういう想定される災害が違うわけなんですけども、学校でそういった被害の防止対策というのをやっているのかなと単純に思うんですが、そういった対策というのは適切になされているんでしょうか。または、対策のマニュアル、そういったのはハードの面、ソフトの面できちっと対策を立てていらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 児童生徒が在校時に災害が発生したということだと理解をさせていただきますが、基本的に、まず学校に待機としております。朝倉市の全小中学校では、災害が在校時に起きたら待機と、学校に全部生徒はいるということになります。天候などの状況が引渡し可能と判断される場合に保護者への児童生徒の引渡しということを、メール等で発信をして行っております。これらも先ほど申しましたマニュアルに記載をされているところでございます。

また、近年の気象の特徴に応じて各学校でマニュアルの見直し、修正等も逐次行っているということでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） では、学校で災害が、在校生がいらっしゃるときに災害が発生したと仮定をしたときに、教職員の役割とか、東日本大震災の時には大分現場が混乱したとかというような、そういった報道もなされましたけれども、そういったことはきちっとできているんでしょうか。職員の役割が明確化されているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課参事。

○教育課参事（石橋孝一郎君） 各学校で職員できちっと役割が割り振られております。通報する人、誘導する人、避難に当たる人、例えば火災だったら初期消火に当たる人というふうに細かに役割が分かれております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） そうしましたら、先ほど部長のほうから引渡しという言葉が出たんですけども、引渡しと待機する場合の基準なんかがあるんでしたら、分かりやすく御説明いただければと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） この辺は実態に応じて校長判断になろうかと思っております。基本的には学校は10年前から耐震化も行っておりますので、各地域では一番安全な建物という理解であります。また、横に逃げるのではなくて縦に逃げるということで、洪水の場合の退避としては2階、3階、屋上というふうに逃げる。地震の時は耐震化がありますので、

少々崩れましても地震が落ち着くまでは倒壊の危険性は今のところないと、まあ、想定を超えるという場合もありますので、その辺は最終的には校長の判断ということで、校長会の研修等、そういうところはなされているというところで理解をしております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 時間も少なくなっていましたので、最後に教育長に、すみません、通告をしていないんですけれども、今、るるお尋ねをいたしましたけれども、今、学校教育いろんな価値観を持った生徒さんがいらっしゃる、それから災害もある、そういった中で、それから時代の変化が激しくていろんな学習のニーズの要望であったりとか、そういったこともある。

そういった中で、管理者のマネジメント能力というのが、私はより必要になってくると思っております。そういった中で、教育長としてこのマネジメント能力というのは、朝倉市の管理者の、これは安心していいのかどうか、そこら辺のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 災害の対応については、いろいろな場面を想定して、いろんなことを想像しながら対応を考えようということを校長会でやっております。したがって、北朝鮮のミサイルがあったときには、核爆発——あつてはなりませんけども、Jアラートで情報が入ったときにどうするかと、それからそのときにどうしようかと考えるのではなくて、どんなふうにするというのを一回考えておこうということをずっとしております。

そして、何かの折、度々市のほうでも訓練がございますが、その放送があったときには聞こえたのか聞こえないのか、何時ごろかかるというのを伝えておって、それを逐一報告していただいて、どんなふうな情報の伝わり方、どの学校はどうなるかというふうなことを把握しながら、校長会の中で話をしているところです。私は今の学校の管理職の判断に任せて大丈夫だというふうに思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） やはり学校も最後は人なのかなと思います。教職員の皆さんの人材にかかっていると思っております。朝倉市の次代を担う若者たちを安心してお任せするような現場であってほしいというふうに思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番中島秀樹議員の質問は終わりました。

以上で通告による一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。午後2時20分に再開いたします。

午後 2 時10分休憩